

愛知県立大学教育支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第6条の規定に基づき設置される教育支援センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、大学全体の教育の充実と教育改革を進めることを目的とする。

(組織)

第3条 センターの下に教職支援室を置く。

(業務)

第4条 センターは、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学に関わる専門教育の企画・運営と学部間調整に関すること。
- (2) 学生の成績の評価に関すること（教養教育科目を除く。）。
- (3) 授業計画に関すること（教養教育科目を除く。）。
- (4) 教育職員の養成・研修及び免許・資格に関すること。
- (5) 学籍簿その他学生に係る簿冊の整理、保管に関すること。
- (6) 全学的なFDの企画・実施に関すること。
- (7) 学生による授業評価、教員による相互評価等、授業評価の企画・実施に関すること。
- (8) 教育効果の評価に関すること。
- (9) 教育に関する全学的プロジェクトの企画・実施に関わる支援に関すること。
- (10) その他センター長が適当と認めた業務

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて存在することはできない。

また、任期の途中でセンター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長に事故がある場合は、副センター長がセンター長の職務を代理する。

(副センター長)

第6条 センターに副センター長を置く。

2 副センター長は、センター長の命を受け、センターの業務を補佐する。

3 副センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて存在することはできない。また、任期の途中で副センター長の交替が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教職支援室長)

第7条 教職支援室に教職支援室長を置く。

- 2 教職支援室長は、センター業務のうち、教育職員の養成に関する業務を行う。
- 3 教職支援室長は、センター長と協議の上、学長が指名する。
- 4 教職支援室長はセンター長又は副センター長が兼ねる。
- 5 教職支援室長の任期は、センター長又は副センター長の職にある期間とする。
(センター長補佐)

第8条 センターに、センター長補佐を置くことができる。

- 2 学長は、センターの運営に必要と判断した場合、センター長と協議の上、センター長補佐を指名することができる。
- 3 センター長補佐は、センター長の命を受け、センター長の職務を補佐する。
- 4 センター長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、最初の就任の日から引き続き6年を超えて存在することはできない。

また、任期の途中でセンター長補佐の交替が生じた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営会議)

第9条 センターの業務を円滑に運営するため、センター運営会議を置く。

- 2 センター運営会議は次の者をもって組織し、議長はセンター長をもって充てる。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター長補佐
 - (4) 教職支援室長
 - (5) 学務部長
 - (6) その他センター長が必要と認めた者
- 3 運営会議はセンター長が召集する。

(委員会)

第10条 第4条に掲げる業務について審議するため、以下の委員会を置く。

- (1) 全学教務委員会
- (2) 教職支援及び免許・資格委員会
- (3) FD委員会
- 2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 センターの庶務は、学務課で行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるセンターの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 10 月 28 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年 11 月 26 日から施行する。

(任期に関する経過措置)

- 1 この規程の施行の際現にセンター長、副センター長、教職支援室長及びセンター長補佐の職にある者の任期については、改正前の規定を適用する。
- 2 この規程の施行の日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にセンター長補佐の職に就いた者の任期については、改正後の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附則

この規程は、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 12 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。